

市第108号議案 市第109号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正について

1 趣旨

(1) 横浜市中心卸売市場南部市場の廃止【市第108号議案】〈特別多数議決〉

平成27年3月31日をもって横浜市中心卸売市場南部市場を廃止するため、横浜市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

【参考】

横浜市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例（抜粋）

第2条 地方自治法第244条の2第2項の規定により、次に掲げる公の施設についてはこれを廃止しようとするときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(1)～(6)省略

(7) 中央卸売市場

地方自治法（抜粋）

第244条の2第2項 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(2) その他の改正【市第109号議案】

暴力団排除を推進するため、市場関係事業者の許可等の要件として暴力団員等でないことを定めるとともに、売買取引の方法の見直しを図る等のため、条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 横浜市中心卸売市場南部市場の廃止（別紙1「改正一覧（1）」）

第2条（市場の名称、位置及び面積）、第3条（取扱品目）等の南部市場に関する記載部分（「南部市場」、「花き」）について削除します。

また、南部市場の廃止に伴い、南部市場のせり人、仲卸業者、売買参加者が自動的に平成27年4月1日から本場の同一の部の資格者となるための規定を附則（経過措置）に追加します。

（裏面あり）

(2) その他の改正

ア 暴力団等の排除 (別紙1「改正一覧(2)ア」)

暴力団の影響を排除するため、第18条(仲卸し業務の許可)、第26条(売買参加者の承認)等の申請者が暴力団等に該当する場合は、許可・承認等を行わないとともに、その事実が明らかとなった場合は、その許可・承認等を取り消すこととします。

イ 事務簡素化 (別紙1「改正一覧(2)イ」)

中央卸売市場業務規程例[※]の改正により、第58条(出荷奨励金の交付)、第61条(完納奨励金の交付)等の開設者の承認の廃止、報告義務の見直しなど事務簡素化により市場内事業者の負担軽減を図ります。

※農林水産省が策定した全国の中央卸売市場業務条例のモデルとなる規程

ウ その他 (別紙1「改正一覧(2)ウ」)

中央卸売市場業務規程例の改正により、第18条(仲卸し業務の許可)、第26条(売買参加者の承認)等に法人役員に関する基準の追加等を行います。

3 施行期日

規則で定める日(平成27年4月1日施行予定)

施行にあたっては議決後に農林水産大臣の認可が必要となるため、認可後に「横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を定め、施行期日を平成27年4月1日とします。

横浜市中央卸売市場業務条例の改正一覧

(1) 南部市場廃止にかかる文言を削除する条文等

第 2 条 市場の名称、位置及び面積

第 3 条 取扱品目

第 4 条 開場の期日

第 5 条 開場の時間

第 6 条 卸売業者の数の最高限度

第 8 条 保証金の額

第 17 条 仲卸業者の数の最高限度

第 81 条の 2 市場取引委員会の設置

別表第 1 売買取引の方法（第 35 条第 1 項関連）

別表第 2 市場の使用料（第 68 条第 1 項関連）

(2) その他の改正

ア 暴力団等の排除

改正前条文	項 目	改正内容
第 12 条	せり人の登録	暴力団員等の登録禁止
第 14 条	せり人の登録の取消し	
第 18 条	仲卸し業務の許可	申請者及びその役員・使用人が暴力団関係者である法人は不許可（不認可）
第 21 条	仲卸し業務の許可の取消し	
第 22 条	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可	
第 26 条	売買参加者の承認	申請者及びその役員・使用人が暴力団関係者である事業者は不承認
第 28 条	売買参加者の承認の取消し	
第 30 条	関連事業者の許可基準	申請者及びその役員・使用人が暴力団関係者である事業者は不許可
第 31 条	関連事業者の許可の取消し	
第 62 条	施設の使用指定	同上
第 66 条	指定または許可の取消等	

イ 事務簡素化（第 12 条は暴力団等の排除規定も導入）

改正前条文	項 目	改正内容
第 12 条	せり人の登録	初回は 3 年、その後は 5 年毎となっている、せり人の登録期間を 5 年に統一
第 16 条	せり人登録証の携帯	登録証の携帯を廃止
第 45 条の 2	受託契約約款の掲示	場内等への掲示義務を廃止
第 47 条	卸売をした相手方の明示及び引取り	卸売をした物品に相手方を明示する義務及び仲卸等が買い受けた荷の速やかな引取り義務を廃止
第 49 条	仲卸業者の市場外施設	開設者への届出を廃止
第 55 条の 2	仕切り及び送金に関する特約	特約について、開設者への届出を廃止し、卸売業者の保存義務とする
第 58 条	出荷奨励金の交付	開設者の承認を廃止
第 61 条	完納奨励金の交付	開設者の承認を廃止

ウ その他（第 18 条、第 26 条、第 30 条は暴力団等の排除規定も導入）

改正前条文	項 目	改正内容
第 18 条	仲卸し業務の許可	業務を執行する役員が、卸売業者の役員若しくは使用人である場合は、不可とすることなどを追加
第 26 条	売買参加者の承認	申請者が法人の場合は、代表者が卸売業者若しくは仲卸業者の役員や使用人である場合は不可とすることを追加
第 35 条 別表第 1	売買取引の方法	各物品の取引方法（せり・入札又は相対）について規則で定めることとし、別表第 1 を削除
第 44 条	委託手数料以外の報償の収受の禁止	廃止
第 30 条	関連事業者の許可基準	第 2 種関連事業者（飲食業等）の許可基準を第 1 種関連事業者（物販業）と同一とする 申請者が法人の場合の許可基準に業務を執行する役員に関する規定を追加
別表第 2 (第 68 条関連)	使用料種別	本場の水産物部・鳥卵部欄の「買荷保管所使用料」を「配送センター使用料」に変更

横浜市中央卸売市場業務条例新旧対照表（抜粋）

現 行	改 正 案																					
<p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)</td> <td>横浜市神奈川区</td> <td>106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)</td> </tr> <tr> <td><u>横浜市中央卸売市場南部 市場 (以下「南部市場」 という。)</u></td> <td><u>横浜市金沢区</u></td> <td><u>168,227 平方メートル (うち公の施設 155,887 平方メートル)</u></td> </tr> <tr> <td>横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)</td> <td>横浜市鶴見区</td> <td>42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	面 積	横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)	<u>横浜市中央卸売市場南部 市場 (以下「南部市場」 という。)</u>	<u>横浜市金沢区</u>	<u>168,227 平方メートル (うち公の施設 155,887 平方メートル)</u>	横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)	<p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)</td> <td>横浜市神奈川区</td> <td>106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)</td> <td>横浜市鶴見区</td> <td>42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	面 積	横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)	横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)
名 称	位 置	面 積																				
横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)																				
<u>横浜市中央卸売市場南部 市場 (以下「南部市場」 という。)</u>	<u>横浜市金沢区</u>	<u>168,227 平方メートル (うち公の施設 155,887 平方メートル)</u>																				
横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)																				
名 称	位 置	面 積																				
横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル (うち公の施設 106,211 平方メートル)																				
横浜市中央卸売市場食肉 市場 (以下「食肉市場」 という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル (うち公の施設 42,600 平方メートル)																				
<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。</p> <p>本場</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>青果部</td> <td>野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</td> </tr> <tr> <td>水産物部</td> <td>生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>南部市場</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>青果部</u></td> <td><u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u></td> </tr> <tr> <td><u>水産物部</u></td> <td><u>生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u></td> </tr> <tr> <td><u>花き部</u></td> <td><u>花き</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>食肉市場</p>	青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品	水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品	<u>青果部</u>	<u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u>	<u>水産物部</u>	<u>生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u>	<u>花き部</u>	<u>花き</u>	<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。</p> <p>本場</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>青果部</td> <td>野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</td> </tr> <tr> <td>水産物部</td> <td>生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</td> </tr> </tbody> </table> <p>食肉市場</p>	青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品	水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品							
青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品																					
水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品																					
<u>青果部</u>	<u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u>																					
<u>水産物部</u>	<u>生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</u>																					
<u>花き部</u>	<u>花き</u>																					
青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品																					
水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品																					

食肉部 肉類及びその加工品
(第2項省略)

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる休業日を除き毎日開場するものとする。

本場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31日

南部市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31日

食肉市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月28日の日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(第2項省略)

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

本場 午前0時から午後12時まで

南部市場 午前0時から午後12時まで

食肉市場 午前7時から午後5時まで

(第2項省略)

(卸売業者の数の最高限度)

食肉部 肉類及びその加工品
(第2項省略)

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる休業日を除き毎日開場するものとする。

本場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31日

食肉市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月28日の日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(第2項省略)

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

本場 午前0時から午後12時まで

食肉市場 午前7時から午後5時まで

(第2項省略)

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 2人
水産物部 2人
鳥卵部 1人

南部市場

青果部 2人
水産物部 2人
花き部 2人

食肉市場

食肉部 1人

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

本場

青果部 300万円以上 1,600万円以下
水産物部 300万円以上 2,400万円以下
鳥卵部 120万円以上 400万円以下

南部市場

青果部 300万円以上 1,600万円以下
水産物部 300万円以上 2,400万円以下
花き部 120万円以上 1,200万円以下

食肉市場

食肉部 200万円以上 1,200万円以下

(第2項及び第3項省略)

(せり人の登録)

第12条 (第1項から第3項まで省略)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 2人
水産物部 2人
鳥卵部 1人

食肉市場

食肉部 1人

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

本場

青果部 300万円以上 1,600万円以下
水産物部 300万円以上 2,400万円以下
鳥卵部 120万円以上 400万円以下

食肉市場

食肉部 200万円以上 1,200万円以下

(第2項及び第3項省略)

(せり人の登録)

第12条 (第1項から第3項まで省略)

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第14条または第71条第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸業者もしくは売買参加者またはこれらの者の役員もしくは使用人である者であるとき。
- (5) せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有する者でないとき。

(第5項省略)

6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

- (1) 初めて登録を受ける者
- (2) 第14条又は第71条第3項の規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの
- (3) 第71条第3項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者

(せり人の登録の取消し)

第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号もしくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、またはせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第14条または第71条第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸業者もしくは売買参加者またはこれらの者の役員もしくは使用人である者であるとき。
- (5) せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有する者でないとき。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、同条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(第5項省略)

6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。

(せり人の登録の取消し)

第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(登録証の携帯)

第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定めるせり人章をはい用しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度等)

第17条 仲卸業者〔次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。〕の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類により次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 50人
水産物部 153人

南部市場

青果部 25人
水産物部 47人
花き部 5人

食肉市場

食肉部 5人

(第2項省略)

(仲卸し業務の許可)

第18条 (第1項省略)

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 許可を受けて仲卸しの業務を行なおうとする市場及び取扱品目の部類

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがある

(せり人章のはい用)

第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定めるせり人章をはい用しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度等)

第17条 仲卸業者〔次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。〕の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類により次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 50人
水産物部 153人

食肉市場

食肉部 5人

(第2項省略)

(仲卸し業務の許可)

第18条 (第1項省略)

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 許可を受けて仲卸しの業務を行なおうとする市場及び取扱品目の部類

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがある

<p>とき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第21条第1項若しくは第2項又は第71条第1項若しくは第4項の規定による業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者</p> <p>(3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(4) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条第1項に定める数の最高限度をこえることとなるとき。</p> <p>(仲卸し業務の許可の取消し)</p> <p>第21条 市長は、仲卸業者が第18条第3項第2号ア若しくはイ又は第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第22条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 第18条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この</p>	<p>とき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第21条第1項若しくは第2項又は第71条第1項若しくは第4項の規定による業務の許可の取消しを受け、その取消しの日において仲卸業者の代表者であった者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 市場の卸売業者の役員又は使用人である者</p> <p>(3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しないとき。</p> <p>(4) 申請者の業務を執行する役員に仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有する者がいないとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団排除条例第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p> <p>(8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条第1項に定める数の最高限度をこえることとなるとき。</p> <p>(仲卸し業務の許可の取消し)</p> <p>第21条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第2号アからエまで若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第22条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 第18条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この</p>
---	--

場合において、第 18 条第 3 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは「第 22 条第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第 24 条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、または再開したとき。
- (2) 第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

(第 2 項省略)

(売買参加者の承認)

第 26 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号の一に該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する市場の卸売業者もしくは仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。

- (4) 申請者が、第 28 条または第 71 条第 1 項もしくは第 4 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。

場合において、第 18 条第 4 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは「第 22 条第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第 24 条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、または再開したとき。
- (2) 第 18 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

(第 2 項省略)

(売買参加者の承認)

第 26 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号の一に該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者であるとき。
- (4) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。
- (5) 申請者が、第 28 条または第 71 条第 1 項もしくは第 4 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 市長は、売買参加者が第26条第4項第1号または第3号に該当することとなったとき、または卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務(以下「第1種関連事業」という。)を営むことについて、同項の許可の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 次条または第71条第2項 もしくは第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務(以下「第2種関連事業」という。)を営むことについて、同項の許可の申請をした者が業務を的確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、許可しないものとする。

(許可の取消し)

例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 市長は、売買参加者が第26条第4項第1号、第3号、第4号、第6号若しくは第7号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務(以下「第1種関連事業」という。) 又は同項第2号に規定する業務(以下「第2種関連事業」という。)を営むことについて、同項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。)が禁錮以上の刑に処せられた者 又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が次条又は第71条第2項若しくは第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

第 31 条 市長は、第 1 種関連事業の許可を受けた者が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第 2 種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すものとする。

3 市長は、第 1 種関連事業又は第 2 種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）が次の各号の一に該当するときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

（売買取引の方法）

第 35 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第 1 第 1 号に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 別表第 1 第 2 号に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第 1 第 3 号に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあっては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが不相当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができる。

（許可の取消し）

第 31 条 市長は、第 1 種関連事業又は第 2 種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）が前条第 1 号、第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号のいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次のいずれかに該当するときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

（売買取引の方法）

第 35 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの せり売又は入札の方法

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分（この号及び次項において「指定部分」という。）についてはせり売又は入札の方法、指定部分以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあっては、指定部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが不相当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができる。

(第1号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略)

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第56条第1項委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第45条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状または発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 第56条第1項の委託手数料の額に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 第39条第1項ただし書、第47条第3項または第82条の規定による場合に関する事項
- (13) 量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)
- (14) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料、原皮及び内臓その他の副産物の販売方法並びに販売予定価格に関する事項(食肉部に限る。)
- (15) 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保に関する事項
- (16) 食品の表示に関する法令に基づく表示事項を表示していない物品の取扱いに関する事項

(第1号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略)

第44条 削除

(受託契約約款)

第45条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状または発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 第56条第1項の委託手数料の額に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 第39条第1項ただし書又は第82条の規定による場合に関する事項
- (13) 量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)
- (14) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料、原皮及び内臓その他の副産物の販売方法並びに販売予定価格に関する事項(食肉部に限る。)
- (15) 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保に関する事項
- (16) 食品の表示に関する法令に基づく表示事項を表示していない物品の取

<p>(17) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項 (第4項省略)</p> <p><u>(委託契約約款の揭示)</u></p> <p><u>第45条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p><u>(卸売をした相手方の明示及び引取り)</u></p> <p><u>第47条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</u></p> <p><u>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに、引き取らなければならない。</u></p> <p><u>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</u></p> <p><u>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対による取引に係る価格に1.08を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</u></p> <p>第49条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 仲卸業者は、当該許可に係る取扱物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調整し、または配送するための施設をその許可を受けた市場外に設置することができる。</u></p> <p><u>5 前項の施設を設置した仲卸業者は、規則で定めるところにより、市長に届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 (第1項省略)</p> <p><u>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物</u></p>	<p>扱いに関する事項</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項 (第4項省略)</p> <p>第47条 削除</p> <p>第49条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 仲卸業者は、当該許可に係る取扱物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調製し、又は配送するための施設をその許可を受けた市場外に設置することができる。</u></p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 (第1項省略)</p>
---	---

品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(第1号から第4号まで及び第3項省略)

(仕切り及び送金に関する特約)

第55条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(第1号から第4号まで省略)

第57条 削除

(出荷奨励金の交付)

第58条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売、入札又は相対による取引に係る価格に1.08を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

(第1号から第4号まで及び第3項省略)

(仕切り及び送金に関する特約)

第55条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、当該書面を保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

(第1号から第4号まで省略)

第57条及び第58条 削除

第61条 削除

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(施設の使用指定)

第62条 (第1項省略)

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(第3項から第6項まで省略)

(指定または許可の取消等)

第66条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、使用の指定もしくは使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則またはこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると市長が認めたとき。

(施設の使用指定)

第62条 (第1項省略)

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認める場合において、次のいずれにも該当しないときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(1) 申請者(次項の規定により許可申請書を市長に提出した者をいう。次号において同じ。)が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(第3項から第6項まで省略)

(指定または許可の取消等)

第66条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、使用の指定もしくは使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則またはこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると市長が認めたとき。

(3) 第62条第2項の許可を受けた者が同項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(設置)

第 81 条の 2 本市に、次のとおり市場取引委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 横浜市本場・南部市場青果部市場取引委員会
- (2) 横浜市本場・南部市場水産物部・鳥卵部市場取引委員会
- (3) 横浜市南部市場花き部市場取引委員会
- (4) 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会

(設置)

第 81 条の 2 本市に、次のとおり市場取引委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 横浜市本場青果部市場取引委員会
- (2) 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会

- (3) 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において横浜市中央卸売市場業務条例第 12 条第 1 項の規定による登録を受けていた横浜市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）のせり人は、当該登録の有効期間内に限り、同項の規定による登録を受けている横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）のせり人とみなす。

3 この条例の施行の日の前日において横浜市中央卸売市場業務条例第 18 条第 1 項の規定による許可を受けていた南部市場の仲卸しの業務を行おうとする者又は同条例第 26 条第 1 項の規定による承認を受けていた南部市場の卸売業者（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 15 条第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を受けて横浜市中央卸売市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けようとする者（仲卸業者（同条例第 18 条第 1 項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、それぞれ、同条例第 18 条第 1 項の規定による許可を受けている本場の仲卸しの業務を行おうとする者又は同条例第 26 条第 1 項の規定による承認を受けている本場の卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に横浜市中央卸売市場業務条例第 12 条第 1 項の規定によるせり人の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、この条例による改正後の横浜市中央卸売市場業務条例第 12 条第 6 項の規定を適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する横浜市中央卸売市場業務条例第 71

別表第1 (第35条第1項)

類別	取扱品目の部類	物 品
1号	水産物部	生鮮まぐろ類その他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの
	花き部	第2号又は第3号に掲げる花き以外のもの
	食肉部	牛及び豚の枝肉(卸売業者が生体で委託を受け、横浜市中央と畜場においてと畜解体されたものに限る。)
2号	青果部	市内産の野菜及び果実(個選品に限る。)
	水産物部	あじ、さばその他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの
	花き部	菊及びカーネーションの切花、シクラメン及び日日草の花木のはち植のもの、花壇用苗物並びに規則で定める切花及び花木のはち植のもの
3号	青果部	第2号に掲げる野菜及び果実以外のもの、野菜及び果実の加工品並びに規則で定める食料品
	水産物部	第1号又は第2号に掲げる生鮮水産物以外のもの及び生鮮水産物の加工品並びに規則で定める食料品
	花き部	かきつばた及びほおずきの切花、そてつの枝物、花きのうち加工されたもの並びに規則で定める切花、枝物及び花木のはち植のもの
	食肉部	牛及び豚の搬入枝肉、牛及び豚の部分肉、馬肉、羊肉、輸入に係る牛肉及び豚肉その他の第1号に掲げる肉類以外のもの並びに肉類の加工品
	鳥卵部	食鳥、鳥卵及びこれらの加工品

条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1 削除

別表第2（第68条第1項）

市場	種 別	使 用 料 の 額
本場	(省 略)	
	水産物部・鳥卵部	(省 略)
	買荷保管所 使用料	1平方メートルにつき 月額 1,200円
南部市場	(省 略)	
	卸売業者 市場使用料	卸売金額の1,000分の3
	仲卸業者 市場使用料	仲卸業者が第48条第2項の規定に基づき 買い入れた物品の販売金額の1,000分の3
	関連事業者 市場使用料	卸売金額(生鮮食料品等の卸売に限る。)の 1,000分の3
	卸売業者 売場使用料	1平方メートルにつき 月額 300円
	仲卸業者 売場使用料	1平方メートルにつき 月額 660円
	関連事業者 店舗使用料	1平方メートルにつき 月額 1,050円
	事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 830円
	屋上屋外使用料	1平方メートルにつき 月額 80円
	買荷保管所 使用料	1平方メートルにつき 月額 430円
	倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 500円
	加工処理場 使用料	1平方メートルにつき 月額 440円
	冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 880円

別表第2（第68条第1項）

市場	種 別	使 用 料 の 額
本場	(省 略)	
	水産物部・鳥卵部	(省 略)
	配送センター 使用料	1平方メートルにつき 月額 1,200円
	(省 略)	
	(省 略)	

(備考省略)

		車庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	400 円
		屋上駐車場 使用料	1 台につき	月額	3,000 円
		通過貨物使用料	10 キログラムにつき		50 円
	青果 部	卸売業者 低温売場使用料	1 平方メートルにつき	月額	900 円
		発酵室使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,570 円
		仲卸業者 冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	2,730 円
	水産 物部	卸売業者低温売 場使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,200 円
		魚腸骨集積場 使用料	1 平方メートルにつき	月額	440 円
		鮮魚洗場使用料	1 平方メートルにつき	月額	400 円
(省 略)					
(備考省略)					